

入込のあまたの盜賊共を、私一人の力にて防ぎ候と有之義はなり難く候へば何方に於てなりとも、屋鋪地を被下置候は、私手下の者共を呼集め差置、其者共の盜を相止、吟味爲致度奉存候、右手下の者盜を相止候ては、渡世の仕方無之候間、御當地にて武家町屋を不限、外の者共の古手を買候義、御停止に被仰付、私義を古手買の元締役に被仰付、被下候様にと申に付、願之通として、遊女町の近所に於て、一ヶ所四方の茨原を屋鋪に被下候に付、夫より切りひらき、鳶澤町と名付、町屋に取立○中盜賊の沙汰も無之に付、古著買之義も相止、鳶澤町の義も、今程は富澤町と文字をかへ、霞原町の義も何れの頃より、吉原町と文字相改申候也と也。

〔白石紳書〕一丙申の冬、雀部六太夫入道重羽のものがたりに、我父など駿河より此所へ引移りし比に、今の駿河臺の邊ひらけたり、此事金地院日記にも見ゆ駿河衆の屋敷被下候故に、駿河臺といふ也、其比には江戸川といひて、今ニ龍慶橋の筋の川南へ流れて、平川に落合たり、今水戸殿の前の土堤の少しひきく見ゆる所、即其川筋也、それを埋みしかど、後に又落入たれば、又築しかど地落入て少しひき、也、さてその流の平川に落入らむとする筋は、唯今の内藤駿河などの屋敷也、それ故に内藤やしきに、今も池ありといふ、これ其時の川筋の水の残り也、此所に鶴の下りしを聞召し、台徳院殿○徳川秀忠御あわせあるべしとて、御出の時に、御番衆の二三人見んとて、御番所より私に御尋につきて來りしを、土井大炊頭の見付て、皆は當番にてはなきかと問ふ、いかにもと答へしかば、御番所を仰もなくてうちあけて參りては、必ず御まかりに逢ふべし、我あとより參れ、よきにすべきといふほどに、まりにつきて來るに、鶴とらせられて、御氣色よかりし時に、わかきものども、御鷹の鶴とり候事をつゐに見ぬとて、御あとにつきて參りて候と申されしかば、御覽じて誠に彼等はいまだ見し事はあらしと、御わらひなされたりといふ、今の猿樂町といふには、觀世太夫が屋敷ありて、座のもの少々居たりき、さてかの駿河衆引うつるに至て、今のごとくに水戸